

働き方改革宣言企業・実践企業支援制度 Q & A

【対象】

- Q 1 この制度は、どのような企業を対象としているのか 2
- Q 2 申請は、事業所単位でもいいのか 2

【実践企業】

- Q 3 実践企業になるにはどうしたらいいのか 2
- Q 4 実践企業になるとどんなメリットがあるのか 2
- Q 5 実践企業の認証申請はどうしたらいいのか 3
- Q 6 平均月間所定外労働時間や年次有給休暇の平均取得日数の
県平均の数値は、どこを見れば分かるのか 3

【申請書類】

- Q 7 申請は郵送でも可能か 3
- Q 8 就業規則は作成していないがどうしたらいいのか 3
- Q 9 会社概要はどのようなものを提出すればいいのか 3
- Q 10 実践企業の基準を満たすことを証する書類とは、具体的に
どのような書類を提出すればいいのか 4

【その他】

- Q 11 専用ポータルサイトではどのように企業紹介されるのか . . . 4
- Q 12 登録期間又は認証期間が過ぎたらどうなるのか 4

【対象】

Q 1 この制度は、どのような企業を対象としているのか

県内に事業所を有し、かつ、県内において常用労働者を1人以上雇用する法人、個人、団体（国及び地方公共団体を除く）を対象としています。

※宣言企業の新規登録受付は令和4年3月31日で終了となりました。

Q 2 申請は、事業所単位でもいいのか

申請は、対象となる法人、個人又は団体の代表者から申請していただくことにしております。

また、本社が他の都道府県にあり、県内には支店・支所等がある企業の場合については、当該企業の県内にある全ての事業所を対象に、県内事業所を統括する方から申請していただくことにしております。

【実践企業】

Q 3 実践企業になるにはどうしたらいいのか

働き方改革について、1年以上継続して取り組んでおり、関係法令を遵守していること等や、県が設定する実践企業の認証基準（要綱別表2）を満たしている場合は、実践企業の認証申請することができます。

Q 4 実践企業になるとどんなメリットがあるのか

実践企業に認証されると、

- ① 県の物品・役務の調達における優先調達制度（女性活躍・働き方改革推進事業者からの優先調達制度）への登録申請ができます。
- ② 実践企業がハローワークに求人票を出す際、備考欄に「みやぎ働き方改革実践企業」を記載しアピールすることができます。
- ③ 宮城県中小企業融資制度「がんばる中小企業応援資金」の信用保証料の割引(0.2%)を受けることができます。
※融資は、金融機関の審査があります。
- ④ 専用ポータルサイト「みやぎ働き方改革応援サイト」で企業の概要、企業PR、実践内容を紹介します。

- ⑤ 「みやぎ働き方改革」及び「みやぎ働き方改革実践企業のロゴマークを、自社の商品や広告、名刺等に使用することができます。

Q 5 実践企業の認証申請はどうしたらいいのか

実践企業の認証申請は、みやぎ働き方改革専用ポータルサイト「みやぎ働き方改革応援サイト」から、申請書をダウンロードしていただき、県庁雇用対策課あてに必要な書類を添付して申請していただきます。

Q 6 平均月間所定外労働時間や年次有給休暇の平均取得日数の県平均の数值は、どこを見れば分かるのか

県平均月間所定外労働時間は、宮城県統計課HPにて公開されている最新の「みやぎの雇用と賃金（毎月勤労統計調査）年報」をご確認ください。

県平均年次有給休暇の取得日数は、宮城県雇用対策課HPにて公開されている最新の「労働実態調査結果」をご確認ください。

【申請書類】

Q 7 申請は郵送でも可能か

郵送でも持参でもかまいません。

Q 8 添付書類の就業規則は作成していないがどうしたらいいのか

就業規則は、労働基準法の規定により、常時10人以上の労働者を雇用する使用者に作成が義務づけられているものですので、10人未満の場合で、作成していない事業者については添付の必要はありません。

なお、10人未満の事業者が就業規則を添付する場合は、労働基準監督署の受領印の有無は問いません。

Q 9 会社概要はどのようなものを提出すればいいのか

会社概要については、既存のパンフレットやホームページ、登記事項証明書等を提出してください。

Q 1 0 実践企業の基準を満たすことを証する書類とは、具体的にはどのような書類を提出すればいいのか

労働基準法で作成・保存が義務づけされている、労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿等、取組後直近1年間とその前年1年間が比較できる書類、時間外労働を行うために必要な時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）等、既存の書類の提出を想定しております。

【その他】

Q 1 1 専用ポータルサイトではどのように企業紹介されるのか

実践企業は、企業概要と働き方改革の取組内容のほか、苦勞したこと、得られた効果等を掲載することとしております。

なお、掲載する企業情報及び取組内容等については、事前に、Googleフォームの「実践企業入稿シート」に掲載したい画像を含め、対象企業に入力していただくことにしております。

このほか、優良事例として、年間数社程度、別途取材したうえで取組方法や成果等を紹介することとしております。

Q 1 2 認証期間が過ぎたらどうなるのか

実践企業の認証を受けた年度の翌年度末に有効期間が満了します。引き続き、認証を受けたい場合は、再申請が必要となります。

なお、有効期間が満了しますと、ロゴマークを使用することができなくなりますのでご注意願います。